

自転車等置場管理・運営規程

1. 目的

この規程は、すすき野住宅管理組合規約第36条の規程により、すすき野住宅管理組合の自転車等置場管理・運營業務に関する事項を定めることを目的とする。

2. 契約期間

- (1) 契約期間は4月1日から翌年3月31日とする。
- (2) 年度途中からの契約期間は契約日から次の3月31日とする。

3. 申し込み方法

自転車等置場の利用を申し込もうとする者は、別に定める「自転車等置場利用申込書」(様式21)に必要事項を記載のうえ理事長に提出する。

4. 申込時期等

- (1) 申込み時期は6月とする。
- (2) 組合は利用料金の受理と引き換えにシールを交付する。

5. 利用料金

- (1) 利用料金は次のとおりとする。

自転車	1,000円(年額)
バイク(125cc以下)	5,000円(年額)
オートバイ(126cc以上)	10,000円(年額)

- (2) 10月以降に新たに申し込んで利用する場合は、上記料金の半額とする。
- (3) 年度途中における買い替えの場合は、発行済みのシールと引き換えに新しいシールを交付する。
- (4) 年度途中における払い戻しは行わない。

6. 維持管理

- (1) 自転車等置場その他に所定のシールを貼付していない自転車等が置いてある場合は、「持ち主不明」の表示を行い、1ヶ月後以降に撤去することとし、9月までには全ての持ち主不明の自転車等の撤去を完了する(10月以降も同様とする。)。その際、すすき野団地居住者以外の自転車等と判断されるものについては、警察に届ける。
- (2) 警察に届けたもののうち、居住者以外のもので、持ち主が明らかになったものは、当該持ち主に返却する。その他は、廃棄処分としなければならない。(居住者へのリサイクル等を行わない。)

自転車等置場利用申込書

すすき野住宅管理組合理事長殿

- ・ より多くの方が利用できるよう、整理整頓に努めます。
- ・ 自転車置場内外で盗難、破損、人身事故に関して管理組合は一切の責任を負いません。
- ・ 共有地を利用し停めるため、利用料金を支払います。
- ・ 各自棟前に停められない場合、他の空いている自転車等置場を探し停めます。

上記の内容に承諾し、自転車置場の利用を申し込みます。

☆太枠内の該当する箇所を記入してください

平成	年	月	日	電話番号 _____
(申込者) _____ 街区 _____ 棟 _____ 号室 氏名 _____				

	単価	台数	金額	新シールNO(受付時記入)
自転車	1,000 円			
バイク (125cc以下)	5,000 円	※		
バイク (126cc以上)	10,000 円	※		
合計 _____ 円也				

※バイク、オートバイの申込みの場合、登録番号記入必須	記入例：青葉区か〇〇〇〇
----------------------------	--------------

☆下記にも同様にご記入ください。

----- 切 ら な い -----

領 収 証

_____ 街区	_____ 棟	_____ 号室	_____ 殿
----------	---------	----------	---------

	単価	台数	金額	新シールNO
自転車	1,000 円			
バイク (125cc以下)	5,000 円			
バイク (126cc以上)	10,000 円			

合計金額 _____ 円を領収しました

自転車置場内外で盗難、破損、人身事故に関して管理組合は一切の責任を負いません。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

すすき野住宅管理組合